犯 罪 に よる 収 益 \mathcal{O} 移 転 防 止 に 関 す る法 律 \mathcal{O} 部を改正 す る法 律 平 成二十六年 法律 上第 百. 十七号) 及び 犯罪

に

ょ

る

収

益

0

移

転

防

止

に

関

す

る

法

律

0)

部を改

正

す

る法

律

(T)

施

行

に伴

う関

係

政

令

0)

整

備等

に

関

す

る政

令

平

成二十七年政令第三百三十八号) の施行に伴 V. 並 び に犯罪による収益 $\overline{\mathcal{O}}$ 移転防· 止 に 関する法律 (平成· 十九

年法律第二十二号)第四条第一 項及び第二項 (これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適 用 する

場合を含む。)

並びに第四項、

第六条第一

項、

第八条第二項、

第九条、

第十

条第四日

号並びに第二十一

条 並

びに 犯罪によ る 収 益 \mathcal{O} 移 転 防 止 に関 する法律 施 行令 平 成二十年政令第二十号) 第七 条第 項、 第九 条 第

項、 第十二条第三 項 第 号及 Ű 第三号、 第十三条第二項 並 び に 第十 六 条 第 項 \mathcal{O} 規定に基づ き、 犯罪 に よる

収 益 \mathcal{O} 移 転 防 止 に 関す る 法 律 施行 規 則 の 一 部を改正する命令を次のように定め る。

平成二十七年九月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 山本 早苗

法務大臣 上川 陽子

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 塩崎 恭久

農林水産大臣 林 芳正

経済産業大臣 宮沢 洋一

国土交通大臣 太田 昭宏

犯罪 に よる収 益 の移転 防止に 関する法律施行 規則 *(*) 部を改正する命令

犯罪

E

ょ

る

収

益の

移

転

防

止に関

す

る法

律

施

行規則

平

成二十

· 年 内

閣

府、

総務

省、

法

公務省、

財務

省、

厚生労

働 省、 農 林 水 産 省 経 済 産 業 省、 玉 土交通省 1令第 号) \mathcal{O} 部 を次 0 よう É 改 正 す る。 。

条第八号中 「 第 + 五. 条第一 二号」 を 「第十八条第二 号 に 改め る。

第四 条 の見 出 しを (簡素な顧客管理を行うことが許容される取 引 に改め、 同 条第 項各号列記以外

0 部 分中 「規定する」 \mathcal{O} 下に 「 簡 素な 顧客管理を行うことが 許 容される取引として」 を加え、 取引 は を

ŧ Oは に改 め、 同 項第三号口 中 「第十五条第八号」 を 「第十八条第八号」 に改 め、 同項第七 号中ニを

ハ 電気、 ガス又 は 水道 退水の料 金 (電気事業法 (昭 和三十九年法律第百七十号) 第二条第一項第三号に

規定す 年法律第五 る小 十一 売電. 号) 気 事 第二条第二項に規定する一 業者若 L くは 同 項 第 九号に規定する一 般 ガス事 業者、 般送 配 同 条第四百 電 事 業 項 者、 E 規定す ガ ス 事 る 業法 簡 易 (昭 ガ ス 和 事 二十九 業者

同 条第六項に規定するガス導管事業者若しくは同条第九項に規定する大口ガス事業者、 水道法 (昭

和三十二年法律第百七十七号) 第三条第五項に規定する水道事業者又は工業用水道事業法 昭 和三十

三年法 律第八十四号) 第二条第五項に規定する工業用水道事業者に対し支払われるも のに限る。 0

支払に係るもの

学校 教 育 法 (昭 和二十二年法律第二十六号) 第一条に規定する小学校、 中学校、 義務教 育学校、 高

等学校、 中 等教育学校、 特別支援学校、 大学又は高等専門学校に対する入学金、 授業料その 他これ 5

に類するものの支払に係るもの

第四 条第二項各号列記 以外の部 分中 「第九条」を 「第九条第一項」に改め、 「規定する」 の下に 簡 素な

顧客管理を行うことが許容される取引として」を加え、 「取引は」 を 「ものは」 に改め、 同 項第一 号中 第

九条」 を 「第九条第一項」に改め、 同項第二号中 「前項第十三号イ」を「第一項第十三号イ」に改め、 同項

を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特定 事 業者が 同 0) 顧 客等との間 で二以上 0) 次の各号に掲げる取引を同時 に又は連続 して行う場合にお

1 当該二 以 上の 取 引が一 回当た りの 取 引の 金 葡 (第三号に掲げる取引にあっては、 賃貸人が 賃貸を受

を減少させるために一の当該各号に掲げる取引を分割したも

 \mathcal{O}

0

ける者から一回に受け取る賃貸料の額)

全部又は一部であることが一見して明らかであるものであるときは、 当該二以上の取引を一の取引とみな

して、前項の規定を適用する。

現 金 の受払 11 をする取引で為替取引又は令第七条第一 項第一号タに規定する自己宛 小切手 O振 出 しを

伴う ŧ Oのうち、 顧 客等 \mathcal{O} 預 金 又は貯金 の受入れ又は 払 戻 のた 8) に行うも \mathcal{O}

現金の受払いをする取引で為替取引を伴うもののうち、 商品若しくは権 利 0 代金又は役務 \mathcal{O} 対 価 の支

払 のため に行われるものであって、 当該支払を受ける者により、 当該支払を行う顧客等又はその代 表者

等 0, 特 定金融機関 の例に準じた取引時確認並びに確認記録の作成及び保存に相当する措置が行わ れ --

いるもの

三 令第七条第一項第二号に定める取引

第二十八条を第三十五条とする。

第二十七条第 項 中 「第十八条第五項」 を 「第十九条第五項」に、 「第十八条第四項」を 「第十九条第四

項」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十六条第一項中 「第十五条第一項又は第十八条第三項」を「第十六条第一項又は第十九条第三項」に

改め、 同条第二項中「第二十一条第一項」を「第二十二条第一項」に、 「第十五条第一項」を「第十六条第

「項」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十五条を削る。

第二十四条第 項中 「第九条第一項」 を「第十条第一項」 に改め、 同項第一号口中 「第十七条第 一項第十

号」を「第二十条第一項第十一号」に改め、 同条第二項中 「第九条第三項」を「第十条第三項」に改め、

同条を第三十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(取引時確認等を的確に行うための措置)

第三十二条 法第十一条第四号に規定する主務省令で定める措置は、 次の各号に掲げる措置とする。

査し、 自らが行う取引 及び分析し、 (新たな技術を活用して行う取引その他新たな態様による取引を含む。) 並びに当該 取引による犯罪による収 益 \mathcal{O} 移転 \mathcal{O} 危険性 の程: 度その 他 の当 につい 該 調 査 て 調 及び

分 析 の結果を記載 Ļ 又 は 記 録 L た書 面 又は 電 磁的 記 録 (以下この 項 E お 1 て 「特定事 業者 作 成 書 面 等

という。) を作成し、 必要に応じて、 見 直 しを行 V ; 必要な変更を加えること。

特定事業者作成書 面等の内容を勘案し、 取引時確認等の措置 (法第十一条に規定する取引時確認等の

措 置をいう。 以下この条にお いて同じ。) を行うに際して必要な情報を収集するとともに、 当該情 報 を

整理し、及び分析すること。

三 特定事業者作成 書 面 等の 内 容 を勘案し、 確認記録及び取引記録等を継続的 に精査すること。

兀 顧客等 との 取引が 第二十七条第三号に規定する取 引に該当する場合には 当 該 取引を行うに 際 して、

当 該 取引の任に当たってい る職員に当該取引を行うことについて法第十一条第三号の規定により選任

た者の承認を受けさせること。

五. 前号に規定する取引について、 第二号に規定するところにより情報の収集、 整理及び分析を行っ たと

きは、 その結果を記載し、 又は 記録した書 面 又は電磁的記録を作成し、 確認記 録又は取引記録等と共に

保存すること。

六 取引時 確 認等 \mathcal{O} 措 置 $\overline{\mathcal{O}}$ 的確な実施のために 必要な能力を有する者を特定業務に従事する職員として採

用するために必要な措置を講ずること。

七 取 引 诗 確 認等 O措 置 \mathcal{O} 的 確 な 実 施のために必要な監査を実施すること。

法第二条第二 一項第一 号から第三十八号までに掲げる特定事業者 (国内に本店又は主たる営業所若しくは

2

事 務所を有するものに限る。 次項において同じ。) が 外国において法第四条第一項に規定する特定業 務に

相当する業務を営む外国会社 の議決権の総数の二分の一を超える議 決権を直接若しくは間接に有し、 又は

外国 に お ١ ر て営業所 (以下この項におい 7 「外国 所在営業所」という。) を有する場合であって、 法、 令

及びこの 命 令に 相当する当該 外国 \mathcal{O} 法令に規定す る取り 引 時 確 認等 の措置に 相 当す ^る措] 置 が 取 引 時 確 認 等 \mathcal{O}

措置 よ ŋ 緩やかなときにあっては、 法第十一 条第四号に規定する主務省令で定める措置 は、 前項に 撂 げる

もののほか、次の各号に掲げる措置とする。

当 該 外 国会社及び当該外国所在営業所にお ける犯罪による収益 の移転防止に必要な注意を払うととも

に、 当該外国の法令に違反しない限りにお ١ ر て、 当該外国会社及び当該外国 所在営業所による取引 詩確

当該: 外 玉 に おい て、 取引時 確 認等の 措置に準じた措置を講ずることが当該外国 一の法令により禁止され

7 1 るた め当 該 措 置 を講ずることができないときにあ っては、 その旨を行 政庁 ,に通 知すること。

3 前 項 の場合に におい て、 特定 事 業者 が当該 外国 1会社 の議 決権 \mathcal{O} 総数 の二分の一を超える 議 決権を直 接 又は

間接に有するかどうかの判定は、 次の各号に掲げる割合を合計した割合により行うものとする。

特定事業者が自己の計算において有する当該外国会社の議決権が当該外国会社の議決権の総数に占め

る割合

特定事業者の子法 人 (特定事業者がその議 決権 の総数の二分の一を超える議決権を自 \exists \mathcal{O} 計算に お ** \

7 有する法 人をいう。 この 場 合にお いて、 特定事業者及びその一 若しくは二以 上の子 法 人又 んは当 該 特 定

事 業者の一若しくは二以上の子法 人が 議 決権 \mathcal{O} 総数の二分の一を超える議決権 を有する他 \mathcal{O} 法 人は、 当

該 特定事業者の子法人とみなす。) が自己の計算において有する当該外国会社 の議決権が当該外国 会社

の議決権の総数に占める割合

4

特定。 金融 機 関が外国 所在為替取引業者との間で為替取引を継続的 に又は反復して行うことを内容とする

契約 を締結して為替取引を行う場合にあっては、 法第十一条第四号に規定する主務省令で定める措置は、

第一項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる措置とする。

外 玉 所 在 |為替| 取 引 業者 に お け る犯罪による収 益 の移 転 防 止 元に係 る体 制 の整 備 \mathcal{O} 、状況、 当該 外国為 替取

引業者 1の営 業 0 実態 及び 法第十八 条に規定する行 政 庁 0 職務に相当する職務を行う当 該 外 国 0 機 関 が 同

当該外国

所在為替取引業者に必要な措置をとるべきこと

条に相当する当該外国

の法令の規定に基づき、

を命じているかどうかその他の当該外国の機関が当該外国所在為替取引業者に対して行う監督の実 態に

ついて情報を収集すること。

前号の 規定により 収 集 した情 報に基づき、 当該外国 所在為替取 引業者の犯罪による収益 \mathcal{O} 移転防-止 に

係る体制を評価すること。

 \equiv 法第十一 条第三 号 の規定により選任 した者の承認その他 この契約 の締結に係る審査 一の手 順を定めた規程

を作成すること。

兀 特定 金 融機関 が行う取 引 時確認 等の措置及び外国 所在為替取引業者が行う取引時確認等相当措置の実

施 に係る責任に関する事項を文書その他 の方法により明 確にすること。

第二十三条を第三十条とする。

第二十二条を第二十五条とし、同条の次に次の四条を加える。

(法第八条第二項に規定する主務省令で定める項目

第二十六条 法第八条第二項に規定する主務省令で定める項目は、 次の各号に掲げる項目とする。

法第八条第一項の取引の態様と特定事業者が他の顧客等との間で通常行う特定業務に係る取引の態様

との比較

法第八条第一項の取引の態様と特定事業者が当該顧客等との間で行った他の特定業務に係る取引の態

様との比較

三 法第八条第 項 の取引の態様と当該取引に係る取引時確認の結果その他特定事業者が当該取引時 確認

の結果に関して有する情報との整合性

(法第八条第二項に規定する主務省令で定める方法)

第二十七条 法第八条第二項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、そ

れぞれ当該各号に定める方法とする。

特定業務に係る取引 (次号及び第三号に掲げる取引を除く。) 前条に規定する項目に従って当該取

引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法

既 に 確 認 記 録 又 は 法第七条第 項に規定する記録 (以下この号にお į١ . て 取 引記 録 という。 を作

成 及び 保存して 7 る顧客等 (次号において 「既存 顧客」という。) との間で行った特定 業務 に 係 る

取引 (同号に掲げる取引を除く。 当該顧客等の確認記録、 当該 顧客等に係る取引記録、 第三十二条

第一 項第二号及び第三号に掲げる措置により得た情報その他の当該取引に関する情報を精査し、 かつ、

前 条 に規定する項目に従って当該 取引に疑わしい 点があるかどうか を確認する方法

三 特定業務 E に係る取り 引のうち、 法第四 条第二項前段に規定するも の若しくは第五 条に規定するもの 又は

これ ら以外 \mathcal{O} もの で 法第三条第三項に規定する犯罪 収 益 移転 危険 度調 査 書 (以 下 単に 「犯罪 収 益 移 転 危

険度] 調査書」 という。 に お いて犯罪によ る収 益 の移 転 防 止に関 する 制 度の 整 備 \mathcal{O} 状 況 か ら注 意を 要す

るとされた国若しくは地域に居住し若しくは所在する顧客等との間で行うものその他 この犯罪 収 公益移. 転 危

険 改度調査 書の内容を勘案して犯罪による収益 $\overline{\mathcal{O}}$ 移転 の危険性の程度が高 いと認められるもの 第一 号に

定める方法 (既存顧客との 間で行った取引にあっては、 前号に定める方法) 及び顧客等又は代表者等に

対する質問その他の当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認するために必要な調査を行った上で、

法第十一条第三号の規定により選任 した者又はこれに相当する者に当該取 引に : 疑 わ L 1 点が あるかどう

か を 確 認させる方

外 国 所在 為替 取引業者との 契約 締結に際 して行う確認 の方 法

第二十八条

法第九条に規定する主務省令で定める方法は、 外国 [所在為替取引業者 (同条に規定する外

国所

在為替取引業者をいう。 以下同じ。) から申告を受ける方法又は外国所在為替取引業者若しくは 外国 \mathcal{O} 法

令上法第二十二条第 項及び第二項に規定する行政庁に相当する外国 $\overline{\mathcal{O}}$ 機関によりインター ネットを利 用

して公衆の閲覧に供されてい る当該 外国 所在 為替 取 引業者に係る情報を閲覧 Ĺ て確認する方法とする。

取 引 時 確 認等 相当 措 置 を的 確 に行うため ĺŹ 必 要な基準)

第二十九条 法第九条第一号に 規定する主務省令で定める基 準 は、 外国 所在為替取引業者が、 取 引 時 確 認 等

当措置 (同号に規定する取引時 確認等相当措置をいう。 以下この条及び第三十二条第四 項第四 号に お 1

て同じ。 を的確に行うために必要な営業所その 他 の施設及び取引 時 確 認等相当措置 (T) 実 施 を統 括 管 理 す

る者を当該外国所在為替取引業者 の所在する国又は当該所在する国以外の外国に置き、 カン つ、 取引時 確 認

等相当措置 の実施に関し、 法第十五条から第十八条までに規定する行政庁の職務に相当する職務を行う当

該 所在、 する 玉 又 へは当該 外国 \mathcal{O} 機 関 \mathcal{O} 適切 な監督を受けてい 、る状態 にあることとする。

条第七 号イ中 「第九 条第 項」 を 「第十条第 項 に改 め、 「以下」の下に 「この号に お 1 て

を加え、 同号 口 中 第 九条」 を 「第十条」 に改め、 同号 ハ 中 「 第 九条第三 項」 を 「第十条第三項」 に改り

同 三条を第二十四条とし、 第十八条から第二十条までを三条ずつ繰り下げる。

第十七条第一項第三号中 「本人確認書類」 の 下 に 「又は補完書類」 を加え、 「第十三条第一項第二号」 を

第十四条第一

項第二号」

に改

め、

同

項第四号中

本

人確

認

書類」

0)

下に

若

しくは補完書

類

を加

まで」 第十三条第一 を 「第六条第一 項第二号」を 項 第 「第十四 号 р, 条第一項第二号」に改 ホ 及びへ」 に、 「第十一 め、 条第一 同 項第 項」 五. を 岩中 「第十二条第 「第五 一条第一 項 第 項」 に 号 改 め、 口 か 5 同 =項

第六号中 「第 五. 条第四項又は第十一条第三項」を「第六条第四 項又は第十二条第三項」に改め、 同 <u>'</u>項第: 七 号

中 「第十三条第一項第二号」を「第十四条第一項第二号」に改め、 同項第十二号中 「第五条第二 項 (第十一

条 第一 項 を 「第六条第二項 (第十二条第一項」に改め、 同項第十三号中 「第五条第三項」 を 「第六条第三

項」

に、

第十一条第二項」

を

「第十二条第二項」

に、

「第五条第四項若しくは第十一条第三項」

を

「第六

質的支配者と当該顧客等との 第三項第三号」を「第十二条第三項第三号」に改め、 条第四項若しくは第十二条第三項」に、 事 項」の下に「を含む。)」を加え、 関係」に、 同項中第十九号を削り、 「及び」を 「第五条第四項第三号」を「第六条第四項第三号」に、 同項第十八号中「有無」を「本人特定事項及び当該実 (当該: 確認に書類を用いた場合には、 第二十号を第十九号とし、 第二十一号を第 当該」 「第十一条 に改

顧客等が令第十二条第三項各号に掲げるものであるときは、その旨及び同項各号に掲げるもので

二十号とし、第二十二号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

あると認めた理由

第二十号」に改め、 0) 第十七条第一項第二十四号中 下に 「若しくは補 「本人確認書類」 完書類」 を加え、 「第七条第二項」を の下に「若しくは補完書類」を加え、 同条第三項中 「第八条第二項」に改め、 「第十九号」を「第十八号」に、 同条を第二十条とする。 同条第二項中 「第二十一号」を 「本人確認書類

六条第三項」に、 項第二号」を 第十六条第一項第二号中「ホまで」を「へまで」に、「(ロ」を「(ハ」に改め、 「第十四条第一項第二号」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニ中「第五条第三項」を 「第十一条第二項」を「第十二条第二項」に、 「第五条第四項若しくは第十一条第三項」 同号ホ中「第十三条第

条第一 条第一 第 項 第十一条第三項第三号」を を 一項第一号ホ 「第六条第四項若しくは第十二条第三項」に、 (第· 項 第 項」に改 + 条 第 一号ホ め、 (第十二条第一 からト 項」 同号ロを同号ハとし、同号イ中 を ・まで」 「第六条第二項 「第十二条第三項第三号」に改め、 を 項」に改め、 「第六条第 (第十二条第 同号イを同号ロとし、 項第一号ト 「第五条第四項第三号」を 「第五条第一項第一号ハ(第十一条第一項」 項」 からリまで」 に 改 同号ニを同号ホとし、 め、 同号にイとして次のように加える。 同 に、 |号 ハ を同号ニとし、 「第六条第四項第三号」に、 第十 条 第 同号 ハ 中 項」 同 号 を を 第 口 中 五. 「第六条 第 条第二 第五

イ 特定事 第六条第一項第一号ニ 項 \mathcal{O} 確認 を行っ たとき (第十二条第一 当該送付 項に を受けた本 おお いて準 人確認書類若しくは補完書類 用する場合を含む。) に掲げる方法により 又はその 写し 本人

第十六条を第十九条とし、第十五条を第十八条とする。

第十 匝 条第 項 中 「第二十一条第一号」を 「第二十四条第一 号」に改め、 同条を第十六条とし、 同条 の次

に次の一条を加える。

(令第十三条第二項に規定する主務省令で定める取引)

第十七条 令第十三条第二項に規定する主務省令で定める取引は、 当該特定事業者 同 条第一項第一 号に掲

係 客 等 げ 引 る取 詩. る 事 文 確 項 は 認 引にあっては、 を偽 を行 代 表者 0 0 等に て 7 1 1 た な る 疑 り 顧 同号に規定する他 す 1 客等であ が ま あ L る て ることを 1 顧 客等 る疑 の特定事 1 (そ が 確 0) あ か 代 る 8 業者) 表者 る措置 取 引 等 をとっ 当 が前条に規定する方法によりその顧客等が が 該 当 該 取 た取 引 事 項 時 を偽 引 確 \mathcal{O} 認 相 0 が 7 行 手 方 1 わ が た れ 当 た 疑 際 該 1 に当 が 取 あ 引 該 時 る 顧 確 取 客等を含む 引 認 時 12 係 既 確 に 認 る に 顧 取

との間で行う取

引

疑わ

L

7

取

引及び

同

種

0

取

引

 \mathcal{O}

態

様

と著

しく異なる態様で行

わ

れる取引とする。

第 を 五 っては、 条第 条第 に、 第十三条第 「第_· 号 ホ 九条及び第十条」 当該 項 第 一 項」 第十六条第一 か 5 に、 } 実質的支配 項 第 一 号イ、 ま で 「 第 か 号中 項第二号」 を + らニまで」 -六条第 に改め、 者の 「第六条第 「第五条又は第十 本人確認 を 項 を 同 認書類又はその写し 条第三項中 第二号」 「第六条第 「第十九 項 第 号 ト を 条 第一 条」 一項 第十 「及び当該各号に掲げる法人に実質的 か らリ 第 を 項第二号」 九 「第六条又は第十二条」 号 イ 条第 ま (当該: で からへまで」 に改 本人確 に、 項第二号」 め、 第十 認 書 同 に改 に、 条 類又はその写しに当該 条第 第 に改り 二項 め、 第十 め、 中 項」 同 支配 号 -- 「 第 条第 同 を 口]項第二 者が 中 八 条及 第 「第 項」 あ 十二 室質! び 号イ中 る場合に 五 条 を 第 条 第 的 第 九 第 支配 条 第 項 + あ 項

者

 \mathcal{O}

現在

の住

居又は本店若しくは主たる事務所

の所

在

地

0

記

|載が

ない

ときは、

当該

本

人確認

認

書類

又は

そ

の写

し及び当該記載がある当該実質的支配者の補 完書 類又はその写し) を確認する」 を「を確認し、 か つ、 当該

顧客等 \mathcal{O} 代表者等から申告を受ける」 に改め、 同 項 第 号 中 「第十条第二 一項 第 号に掲げる法 <u>..</u> 人 を 「資本

多数決 法 人 に改 め、 同 項第二号中 「第十条第 二項 第一 二号に掲げる法 <u>人</u> を 資 本多数決法 人以 外 \bigcirc 法

に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(外国政府等において重要な地位を占める者)

第十五条 令第十二条第三項第一号に規定する主務省令で定める者は、 外国において次の各号に掲げる職に

ある者とする。

我が 玉 にお ける内閣 総理大臣 こその他の \mathcal{O} 国務大臣及び副大臣に相当する職

我が 玉 に お け る衆 議 院 議 長、 衆 議 院 副 議 長、 参 議 院 議 長又は 参 議 院 副 議 長に相当する職

 \equiv 我が 玉 に お け Ś 最 高 [裁判] 所の 裁 級判官に 相 当す る職

兀 我 がが 玉 に お ける特 命全権大使、 特命全権 公使、 特派 大使、 政府代表又は全権委員に相当する職

五. 我が 玉 にお ける統分 合幕僚長、 統合幕僚 副 長、 陸上幕 僚長、 陸上幕僚副長、 海上幕僚長、 海上幕僚 副長

航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職

六 中央銀行の役員

七 予算について国会の議決を経、 又は承認を受けなければならない法人の役員

第十二条第一項中 「第五条、 第八条、 第九条、 第十条第一 項」を「第六条、 第九条、 第十条、 第十一条第

項」に、「取引又は」を「取引、」に改め、 「おける取引」の下に 疑わ しい 取引又は同 種 \mathcal{O} 取引 の態

様と著しく異なる態様で行われる取引」を加え、同項第三号中「第十四条」を「第十六条」に改め、 同条を

第十三条とする。

第十一条第一項中「、 第五条第一項」を「、第六条第一項」に改め、 同項の表を次のように改める。

					第六条第一項第一号イ
て同じ。)の代表者等からの提	たものを除く。ロ及びハにおい	類(一を限り発行又は発給され	提示(同条第一号ロに掲げる書	ら当該顧客等	当該顧客等又はその代表者等か
			提示		当該代表者等から当該代表者等

	一示を除く。)	
第六条第一項第一号口	当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等
	当該顧客等の	当該代表者等の
	次条第一号イ	次条第一号イ及びロ
	提示(同号ロに掲げる書類の提	提示
	示にあっては、当該書類の代表	
	者等からの提示に限る。)	
第六条第一項第一号ハ	当該顧客等若しくはその代表者	当該代表者等
	等	
	当該顧客等の	当該代表者等の
	同号ロ、ニ	同号に
	提示(同号ロに掲げる書類の提	提示
	示にあっては、当該書類の代表	

	者等からの提示に限る。)	
第六条第一項第一号ニ及びホ	当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等
	当該顧客等の	当該代表者等の
第六条第一項第一号へからリまで	当該顧客等	当該代表者等
第六条第二項各号列記以外の部分	当該顧客等の	当該代表者等の
	当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等
第六条第二項第四号	当該顧客等が自然人である場合	前各号
	にあっては、前各号	
	当該顧客等の	当該代表者等の
第六条第二項第五号	当該顧客等が自然人の場合にあ	当該代表者等の氏名及び住居
	ってはその氏名及び住居、法人	
	の場合にあってはその名称及び	
	本店又は主たる事務所の所在地	

除く。 二号」 は 直 兀 とし、 め、 第 十五条第六号」 を超える議決権を直接若しくは間接に有してい 同 接又 能力を有していないことが 条第三 五 条第三 第十条第二項中 第十一条第二項中 一条第一 同 八は間点 同 項第二号ロ に改め、 以下この 項 項 号ニを同号ハとし、 項」 中 に 接に有してい お 第 を 号 7 同 を [条第] を削 7 「第四 五. 「第六・ 「第· を 条第 「 資 「第五条第一項第一号ロからニまで」 り、 匹 + 条第二 条第 |項第一 ると認められる自然人 除 本多数決法人」 八条第六号」 項 第 **\bar{\circ}** 同号ハ中「の役員」 明らかな場合又は他の自然人が当該資本多数決法 同号ホ中 項第四 項」 以 号二中「次号ホ及び第十四条第二項」を「次号ニ及び第十六条第二項」 号 下この条」 に 口 に、 |号| の 又は 改 []] という。 め、 ハ 下に を「ハ」に改め、 に、 第十六条第 同 を「を代表する権限を有する役員」に改め、 を る場合を除く。 項 (当該資本多数決法人の事 第三号中 「第六条第 「及び令第十二条第三項第三号」を加 法 のうち、 人を除く。 項第二号」 を「第六条第一項第一号ロ、 「第十六条 その 項 第 同号ホ があるもの」 議 決 を 第 号口 権 を を同号ニとし、 \mathcal{O} 「第十 法 総数 業経営を実質的 項第二号」 又 人を除 は に、 . 人 の 0 ホ」 九条第一 兀 < 一分の一 議 に 「当該法 設 決 権 を 同条を第十二条とする。 改 項第二号」 以 下 え、 め、 ホ及びへ」 第 を超え の総数 に支配する意思又 この 人の 同 同号ハを同 + 同 九 項 項 議決権 る 条 及 条第 の二分 第 第 に、 に改 議 号 号中 決 び の総 第 に 項 権 「 第 改 + 第 を 口

数 三号に定める者が を有している場合を除く。) の四分の一を超える議決権を有している者 ない」に、 _ 「代表する権限 を 「当該自然 を有 人 (他の者が当該法人の議決権の総数の二分の一を超える議決権 に改め、 L ってい る者」 同 項第二号中 を 代 表 Ĺ 「前号に掲げる法 その業務 を執 人以外 行 する自然 0 を 「前 に

資本多数決法人 (前号に掲げるものを除く。) のうち、 出資、 融資、 取引その他の関係を通じて当該

改

め、

同

号を

同

項第四号とし、

同

項

第

号の

次に次の二号を加える。

法

イ

当該

法

人の

事業

から生ずる収

益又は当該

事

業に係る

る

財

産

 \mathcal{O}

総

額

 \mathcal{O}

兀

分の

を超える収

益

の配

当又は

 \equiv 資本多数決法人以外の法人のうち、 次の イ又は 口に該当する自然人が あるも \tilde{O} 当該 自然人

一人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人があるもの

当該

i自然.

人

業に係る 意思又 財 産 \mathcal{O} 分配 る は 財 能 記力を有. 産の総額の二分の一を超える収益の配当若しくは財 を受け `る権 してい 利 を有 ないことが L てい が明ら ると認 か め な場合又は当該法 5 れ る自 然 人 (当該 人の 産の分配を受ける権利を有して 事 法 業 人 \mathcal{O} から生ず 事 業 経 る収益 営を実質的 益若しくは に支配 1 る他 する 該 事

口 出資、 融資、 取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的 な影響力を有すると認められ

 \mathcal{O}

自

然人がある場合を除く。

る自然人

第十条に次の二項を加える。

3 前 項第 号 の 場合 に お į١ て、 当該 自然人が当該資本多数決法人の議決権の総数 の四分の 一又は二分の一

を超える議 決権を直 接 又は 間接 に有するかどうか の判定は、 次の各号に掲げる割合を合計した割合に ょ

行うものとする。

当該自然人が有する当該資本多数決法人の議決権が当該資本多数決法人の議決権の総数に占める割合

当該自然人の支配法人(当該自然人がその議決権 の総数の二分の一を超える議決権を有する法人をい

う。 この場合にお いて、 当該, 自然人及びその一若しくは二以上の支配法人又は当該自然人の一 若 しくは

二以上の支配 記法人が 議決権 の総数 の二分の を超える議決権を有する他 の法 人は、 当 該· 自 然 人 への支 配 法

人とみなす。) が有する当該資本多数決法 人の 議決権が当該資本多数決法 人の 議決権 の総数に占め る割

合

4 玉 等 (令第十四条第四号に掲げるもの及び第十八条第六号から第十号までに掲げるものを除く。) 及び

その子会社 (会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。 は、 第二項の規定 の適用については、 自然

人とみなす。

第十条を第十一条とする。

第九 条第三号イ 中 \neg 規定」 を削 り、 同条を第十条とし、 第八条を第九条とする。

第七 条第二 一項 中 「第十七条第一 項第二十四号」 を「第二十条第一項第二十四号」 に 改め、 同条を第八条と

する。

別 自 に、 基本台帳法 取引等を行うための申込み又は承諾に係る書 !然人の] するための番号の利用等に関する法律 第六条中「第一号ハからホまでに掲げる本人確認書類」を「第一号イ及びハに掲げる本人確認書類 ド若しくは」 「第一号へ及びト」 氏 名、 (昭 和四 住居及び生年 に改め、 十二年法 を 第 「旅券等」の下に 月日 律第八十一号) 号 0 記 口 及びホ」 載があるものに限る。) (平成二十五年法律第二十七号) 第三十 類 「又は身体障 に改 E 顧客等が押印 -条の| め、 几 同 条第一 害者手帳、 十 应 又は」 した印 第 号中 項に規定する住 を 精神 鑑 1 か に係る印 行 第二条第七 らニまでを削 障害者保健福 政手続に 鑑 登録証 民 【基本· におけ 項に規定す 祉 り、 手帳、 る 台 明書を除く。 特 帳 同 定 号 力 んる個は 療育手 0 ホ 中 個 F 人 人 (特定 (当該 帳 番 を 住民 若 号 識

力

しくは戦傷病者手帳

(当該自然人の氏名、

住居及び生年月日

の記載が

あるものに限る。

_

を加え、

同号ホ

を同号イとし、 同号へ中「からホまで」 を削 り、 同号へを同号口とし、 同号ロの次に次のように 加える。

限る。 児童扶 共済 雇 特 玉 制 例 民 養 被 度 健 康保険、 手 0 保 又は特定取引等を行うための申込み若しくは承諾に係 加入者 当証書若しくは母子 険 者 手 帳、 証、 健 康 保 玉 国家公務員共済 民年 険、 金法第十三 船員保険、 健康手帳 組 一条第一 合若 後期 (当該自然人の氏名、 高 しく 項に 齢 は 者医療若しくは介護保 規定する国 地方公務員共済 住居及び生年月日 民年 る書類に顧客等が押印 金 組 手 合 帳、 険 \mathcal{O} 組 の被保険者 児 合員 童 \mathcal{O} 証 扶 記 養 載が 私立 証 手 した印鑑 当 学校教 あ 健 証 るも 書、 康 に係 保 のに 特 職 険 る 別 員 日

印 鑑 登 録 証 明 書

= 本台帳 され 印 鑑 て \mathcal{O} 7 登 るも 氏 録 名、 証 崩 0) 住 に 書 限る。 所その (ハに掲げ 他 (T) 住民票の 事 るものを除く。)、 項を証する書 \mathcal{O} 写 し又は住 類をいう。 戸 籍 民 一票 の の謄本若しくは抄本 記 載 事 項 証 明 書 地 戸 方 籍の 公共団: 附 体 票の 0 写しが 長 0 住 添 民 基 付

臣 第六条第一号ト中 法務大臣、 を加え、 財務大臣、 $\lceil \land \rfloor$ を「二」に改め、 厚生労働大臣、 同条を第七条とする。 農林水産大臣、 「あるもの」の下に「(国家公安委員会、 経済産業大臣及び国土交通大臣が指定するものを 金融庁長官、 総務大

除く。

同号トを同号ホとし、

当該 下に 又は 三項に規定す に、 電 同 明 寸 を受ける方法又は」 号 第五 子 条第 書 Ĭ 公的 体 1 「(電子署名法第二条第三項に規定する特定認 署: 条第一 i. に、 中 \mathcal{O} に改 電子 名法第二条第三 認 規定する方法」 掲 号 第 げ 証 二業務に記 め、 口 項第一号イ中 証 都 る利用者 + る 明 道 七 Ł 条第 に、 書 府県 \bigcirc 当 関 該 を を 知 す 確 を \neg を 認が、 項に規定する特定認 る法 公的 事 項 口 「利 「地方公共 E が に 「同条第一号ロ及びト」 (次条第 「 掲 げ 電子証 用 者 規定す 発 律 お 当該 行 ** \ て を L る方法」 (電子署名法第二 Ź 寸 た 明 顧 号イ 電 を 書により 体 客等から、 電 情 を 子証 子署 ロロ に改め、 に 報 第 証 . 掲 シ 明 名 及 ステ 等に Ű 確 書 げ 業務をいう。 + 認される 公的 七 る ハ (以下この ム機 条第 に を 条第二項に規定す 同 .証業務をいう。) 」 係 ŧ 号 電 同 る \mathcal{O} お る同 1 を除 構 地 子 1 . て _ が を同 証 項 条第一号ハか 方 号に 明 公 第五号に 項に規定する電子署 発行した署名用電 以下この号に に改 書及び 共 号リとし、 寸 お め、 体 1 に、 る利 へに規定する申込みに 掲 て 情 を加え、 げ らホまで」 同 報 公公 お 用者をい 号 同 る シ 同 ١ 号 的 ス 口 、 て 同 子 に 中 号 電 テ ^ 中 名 改 証 子 7 <u>^</u> 「公的 $\overline{\mathcal{O}}$ · う。 に、 ľ が 明 め、 証 機 電子 書及 行わ を 明 うち次条第 構 書」 個 \mathcal{O} 「同条第一 び当該国 同 署 \mathcal{O} 人認 \mathcal{O} れ 認 特 とい 真偽 関 利 た特 名 号 証 定 証 用 12 す 認 口 業 0 定認 署名用 係 法第三条第 る情 務 \mathcal{O} 証 号へ」 申込みに だる地: 号 確 に に 業 関 改 認 報 証 務 口 及び 方公 が、 の送 業 電 す を 務 Ź 子 \mathcal{O}

法

証

共

信

同

関 号ニを同 等であるとき チとし、 する情 号へとし、 同 報の送信と同時に」 |号 は ホ を同 当該 一号ト 同 号 申 とし、 込み ハ 中 及 び É 「第 関 同 + 号 す __ 六 $\stackrel{\cdot}{=}$ る情報に 条第一 この場合において、 中 「第 + 項第二号」 0 七 7) 条第 7 は送信を受けることを要しない」 項 第 を 当該特定事業者が 「第十九条第一 号」 を 「第二十 項第二号」 同条第 -条 第 に改 項 を削 項に規定する行政機 第 め、 り、 号」 同 同 号 号 に 改 ノヽ ^ を を め、 同 同 号 関 同 号

ホ

とし、

同号

口

の次に次のように

加

える。

ハ 書類若 る。 お \mathcal{O} 当該 1 1 ず て を受け 同 ħ 顧 L Š 客等若 か二の は 当 る方 該 書 L \mathcal{O} 提示 法 くはその代表者等から当該 顧 類 客 $\widehat{\mathcal{O}}$ 等 提 同 示 \mathcal{O} 現 号 を受け 在 口 に \mathcal{O} る方法 · 掲 げ 住居 る \mathcal{O} 又は 書 記 載 類 同 顧客等の本人確認 \mathcal{O} が 号 提 あ る ハ 示 に に 補 完書類 あ 撂 げる書 0 て は、 (次項に |類及び 書類のうち次条第一号ハに掲げる 当 該 規定する 書 同号口、 類 \mathcal{O} ,る補完者 代 二若 表者 等 書 しく 類 か を は 5 ホ \mathcal{O} 1 に 提 う。 掲 示 ŧ に ニに げ 限 Ź 0

= る補完書 示を受け、 当 該 顧 類又はその写し 客等又はその か つ、 当 該 代表者等から当該 本 人確 の送付を受けて当該本 認 **計書類以** 外 0 顧客等の本人確認書類のうち次条第一 本人確認 人確 認 書 認書類若 類若しく しくは当該補完書類又は は当 該 顧 客等 0 現 号ハに掲 在 \mathcal{O} その 住 居 げ るも 写し \mathcal{O} 記 載 0) (特定 0 が 提 あ

法

口

条第一 提 か 第二号に掲げ 六条第 又は送付を受け \mathcal{O} \mathcal{O} 写 その 各号に掲げる書類のいずれか に 第五 示を受ける場合を、 (本人 Ľ 掲げる方法」の下に 条第 項第二号」 \mathcal{O} 日 確 が 送付を受けて当該 項第二号」 認 特 定 書 項第二号中 る方法に 「類を除り 事業者 る日 を 前 を 「第十九条第一項第二号」 き、 六 ょ 同 が 月以 |号 第十 り 提示又は送付を受け 「第七条第 領収 確 補 (同 内 に掲げ 完書類 九 認 条第 [項第一 日 0) 記 (本人確認書類を除き、 付 録 ŧ Ō に \mathcal{O} 又は る方法に 項 第 押印 に限る。 添 号ハに掲げる方法にあ 項第二号」 その 付する場合を除く。 文は 号 写 る日 あ に、 以下 発行年月日 L 0 前六月 に 7 を (特定) 改 は 「第八条第一 「 補 「若しくは 当 め、 領収 事 該 以 完書類」という。)」 業者が 0 内 顧 同 客等 記 百付 0 条第二項中 0) て ハ 載があるもので、 ŧ を加い 項 第 は当該 作 の押印 のに \mathcal{O} を 成 現 え、 在 限 一号」 した写しを含む。 「若しくは る。 文は \mathcal{O} 顧客等の現 ヘハ 住居 次 に改 6発行. ま 以 下 を で が の各号に掲 その 年月日 ホ め、 記 補 有補 載 在 を いされ 日 が 完書 に改め、 完書 \mathcal{O} 同 「ホ 住 \mathcal{O} [項第三号 を第十 特定事 居が 類 げ た補 類 記 ま で る書 載 に、 とい 記 が 同 完 記載され、 業者 項第三号中 に 類 書 あるも 口 九 類 中 改 \mathcal{O} 条 第 が 第 又 め、 1 提 第十 ずれ は 0 た次 0) 示 そ で 項

項 中 除 臣、 「これ」を「これら」に改め、 法務大臣、 「ハ」 を「ホ」に改 を加 え、 財務大臣、 同条第三項中 め、 厚生労働大臣、 同 同項第四号中「あるもの」の下に「(国家公安委員会、 項第三号中 「第十六条第一項第二号」 農林 「第十六条第一項第二号」を「第十九条第一項第二号」 水産大臣、 経済産業大臣 を 「第十. -九条第 及び国土交通大臣 項第二号」 金融庁長官、 に改 が指定するも め、 に改り 同 総務大 条 が る。 第 0 四 を

(顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引)

第五条を第六条とし、

第四条の次に次の一条を加える。

第五条 務省令で定めるものは、 令第七条第一項及び第九条第一項に規定する顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主 次の各号に掲げる取引とする。

令第七 条第一 項に規定する疑わ しい · 取引 (第十三条第 項及び第十七条にお いて 「疑わ 1 取引 لح

いう。)

一 同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引

十一条第七号イ 附 崱 第五条 の表第二十一条第六号の項中「第二十一条第六号」を「第二十四条第六号」に改め、 の項上欄中 「第二十一条第七号イ」を 「第二十四条第七号イ」 に改め、 同項中間 欄 中 同表第二 「第 九条

以外の 第 表第二十 分 \mathcal{O} 一項」を「第十条第一項」に改め、 項 中 部 分 四条第二 「第二十四条第 を 「第三十一条第一項各号列記以外の 項 の項中 項各号列 「第二十四条第二項」を 記以外の 同項下欄中「第九条」を「第十条」に、 部 分 部分」 を 「第三十一条第二 「第三十一条第 に改 みめ、 同表第二十四条第一項各号列 項」 一項各号列記 に改め 「第二十四条第一項各号列記 る。 以 外 0) 部 分 に改ら 記以外 め、 0 部 同

に改める。 別記様式第一号中 「第22条」を「第25条」に改め、 同様式の備考12中 「第12条第1項」 や「第13条第1項

め、 関係及びその確認を行 别 别 記 記 同 様 様式第三号中 様式第二号の備考以外の部分中 式の備考5⑴中 「第22条」を「第25条」に改め った方法」に改め、 「の有無の確認方法」 「第22条」を「第25条」に、 同 様 を 式 \mathcal{O} $\overline{\sim}$ る。 備考2中 厘 客等との関係及びその確認を行った方法」 「住民基本台帳カ 「の有無の確認方法」] <u>ブ</u>, を 「在留 を $\overline{\sim}$ H 顧客等] に改める。 ブ に改 5

行政庁」 に、 别 別記 記 記様式第 様式第四号中 五号中 「第十八条 「第26条」 「第22条関係」や (器) を 「第33条」に改め、 を 「第25条関係」 以、 「第十九条 (器)」 同様 式 「第22条第1項」や「第25条第1項」 に、 の裏面中 第十五条第二項」 「第十五条 行政庁」 を 「第十六条第二 を 「第十六条 に改める。 点

に、 第二十五条」を 「第二十六条」 に、 「第十五条第一 点 を 「第十六条第一項」 に、 「第十八条第三項

」を「第十九条第三項」に改める。

附 則

(施行期日等)

第 一条 こ の 命令は、 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律 (附則第三条第一項に

お į١ · ~ 「改正法」という。) の施行 け の 日 (平成二十八年十月一日。 以 下 「施行日」 という。 から施る 行 す

る。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定め る日から施 行する。

第六条第 号 ト \mathcal{O} 改正 規定 $(\ \lceil \ \rangle \ \rfloor$ を に改め、 同 **号トを同号ホとする部分を除く。**) 及び第五

条第二項第四号の改正規定 公布の日

第六条 第 号 ホ \mathcal{O} 改正 規定 (「旅券等」 の 下 に 「又は 身体障害者手 帳、 精神 障 害者保健福 祉 手帳、 療

育手帳若 しくは戦傷 病者手帳 (当該自然人の氏 名、 住居及び生年月日 , . の 記 載が あ るも のに限る。 を

加え、 同号ホを同号イとする部分を除く。 第五 条第 項 第 一 号 ト . О 改正規定 (同号トを同号リとす

る部分を除く。 同号へ の改正規定 (同号へを同号チとする部分を除く。 及び別記様式第一 一号の備

項に 等に関する法律の 考2の改正規定並びに次項及び次条の規定 お 7 て 「番号利」 施 用法: 行に伴う関係法律の 整備 法 という。 整 備 附則第三号に掲げる規 等に関する法律 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 (平成二十五年法 定 \mathcal{O} 施 行 0) 日 律第二十八号。 (平成二十八年 次条第 一月

2 る改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一号ホ中「若しくは」とあるのは、 前項第二号に定める日から施行日の前日までの間は、 この命令 (同号に掲げる改正規定に限る。) によ

(住民基本台帳カードに関する経過措置)

「又は」とする。

月

第二条 第七条第 この 命令による改正 号 イ \mathcal{O} 規定の 後 適用につい \mathcal{O} 犯 罪 による収 ては、 益 番号利E \mathcal{O} 移転 用 防 止に 法 整 関する法 備 法 第 + 律 九 条 施行規則 の規定による (以 下 改 新 Ī 前 規 則 \mathcal{O} 住 民 基本 う

台帳法 兀 十四第三項 (昭和四十二年法律第八十一号。以下この項において $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により交付された住民基本台帳カード (氏名、 「旧住民基本台帳法」という。)第三十 住居及び生年月日の記載が あるも のに 条の

限る。) は、 番号利用法整備法第二十条第 項の規定によりなお従前 の例によることとされた旧住民 基本

た者が 十七号) 台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カード 行政 第十 手続 七 条第 12 お ける特 項 \mathcal{O} 規定 定 \mathcal{O} 個 により 人を識別するため 個 人番号力 ド \mathcal{O} 番号の の交付を受ける時 利用等 に関する法律 \mathcal{O} 1 ず れ か (平成二十 早 1 時 ま 五 で の交付を受け 年 \mathcal{O} -法律 間 は、 第二 個

2 前条第一項第二号に定める日から施行日の前日までの間における前項の規定の適用については、 同項中

「第六条第一号ホ」とする。

人番号カー

ドとみなす。

(実質的支配者の本人特定事項の確認に関する経過措置)

第七条第一号イ」とあるのは、

第三条 に 確 る確 \mathcal{O} 二項に規 移転 認 お 認又は一 記録 1 て単 改正 防 定す 止 をいう。 法に に 同条第二項 に関する法律 る特定事 「特定事業者」という。) による改一 次項第二号ハにおいて同じ。 · 業 者 Ē の規定による確認 後 (以下「旧 \mathcal{O} 同 犯罪に |項第四 による収 法」という。) 十 二 が、 (これらの確認について確認記録 一号か 益 施行 \mathcal{O} 移転 5 日前)第四· 又はこれに相当する記録 第四条第一 防 \mathcal{O} 止 十六号までに 元に関 取 引の際 する法律 項の規定による確認若しくはこ に 掲げる特 改正法による (以 下 (以 下 (旧法第六条第 定事 「新法」という。) 改 業者を除く。 「確認記録等」 正 前 \mathcal{O} 犯罪 一項に規定する れ É 以下この 第二条第 に という。 よる 相 収 益

る事 る他 連 取引 等 を 犯罪による収 以 日 れ \mathcal{O} との いう。 取 後 前 か 間 の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。) 法 項を偽ってい 特 に 引」という。 で \mathcal{O} \mathcal{O} (施 特定事 間 定 取 人で 該当するものを含む。 施 以下 取 引 行 行 で行うもの並 引 \mathcal{O} 日 ある場合に限 日 業者) 益 際 同じ。) \mathcal{O} 前 以 血の移転さ 相 にこれ 後に \mathcal{O} · た 疑 取 手 以外の が、 方 引 初 防 が契約 いが が びに新規則 になりすま 5 8 ŋ, これ \mathcal{O} て行う特 止に関する法律 新規則第十六条に定める方法又はこれに相当する方法に ある顧客等 もののうち、 確 新法 認 以 下 の締 5 を行 \mathcal{O} 第四 L 定取 第五条各号に掲げるものを除く。 結である場合における当該契約に基づくものをいう。 確 「施行 て 2 認 て **|条第**| に 引 1 (その代表者等が当該事項を偽って 当該 係 (T) る 7 日 (新 る 疑 る 以 五. 後 部を改正する法律 顧 法 7 顧客等であることを 特定事業者 項に規定す \特定E が 第 客等又は あるもの及びこれ 匹 取引」 条第 代 る国等を除く。 (第一号に掲げる取引にあ を行っている新法第二条第三項に規定する顧客 【表者等 という。 項に規定する特定取 (平成二十三年法律第三十一号) 確 (新)

については、 5 か であ Ō 8) 法 第四 確 る措置をとっ 以下単に って 認が 1 、 た 疑 · 条第· 行 施 引 より、 7 六 行 を わ 「顧客等」 が 項に っては、 新法第四 れ 日前 1 たある たも た際 Ι, 次項 規 そ \mathcal{O} 定す 0 顧客等を含む。 に \mathcal{O} 取 次 という。 同 当 E 条第三項 顧 \mathcal{O} 引 (当該 号に る代 客等が 各号 お 該 に 附則第二 いて 関 確 規 認 表 施 連 \mathcal{O} 又は 者 施 定す する に 行 7 「関 لح 行 ず 係 等 日

よる 確 几 認 項 を 同 行 項第三号及び わ なけ れ ば なら 第四号に係る部 な 1 0 この 場 一合に 分に限る。) お 7 · ~ は、 0 規定にかかわらず、 同 項 第 号か ら第三号までに掲 新法第四条第一 げ る 事 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 項 規 \mathcal{O} 定に 確 認

を行うことを要

L

な

これ 認 \mathcal{O} ょ で る 当 該 記 あっ 部を改 に 録 収 等 相 益 特 当す て、 一の移転 定 \mathcal{O} Ē 事 作 立する法語 当該 á 業 成 防 及 確 者 び 認 他 止 が 保 律の 他 又は 0 に関する法 特定事 存 \mathcal{O} 特 をし 施行に伴う関係 同 · 条第二 定事 て 業者 7 律施行令第七条第 業者に委託 項 が る場合 施行 \mathcal{O} 規定 に 政令の 日 前 お に して行う金 け ょ \mathcal{O} 主要備 á る 取 引 確 ŧ 項 第 認 \mathcal{O} 等に関する政令第一 \mathcal{O} に 際に 融 **当** 取引 限 号に定める取引をいう。 該 る。 旧 法第 他 (犯罪 \mathcal{O} を行 特 兀 [条第 定 (C よる収 事 0 業者 て 条の規定による改 項 1 が \mathcal{O} る 益 ک 規定に 顧 \mathcal{O} 移転 れ 客等 次項に 5 لح ょ 防 \mathcal{O} 止 確 る \mathcal{O} 確 間 認 お 正 に 認若、 後 で に 1 関 て はする 施 \mathcal{O} 0 しくは 同 犯 1 行 罪に 法 7 日 以 確 律

これ 場合にお 当該 に相当する確 特 定事 け る当該 業者が合併、 認 他 又は の特定事 同 事業 条第二 業者 譲渡その他これらに準ずるものにより 項 が 施行 の規定による確 日 前 0 取引 認を行 \mathcal{O} 際に ってい 旧 法第 匹 る顧客等との 条第 他 \mathcal{O} 特定事 項 \mathcal{O} 間 規定による 業者 で施る 行 の事 日 以 確 業を承 後に初 認若 継 めて くは した

後に

初

8

て行うも

 \mathcal{O}

行う特定 取 引 (新法第四条第一項に規定する特定取引をい , , 当該他の特定事業者が当該特定事業者に

対しこれ 5 \mathcal{O} 確 認 に つ 7 て作 成 L た確認 記 録 等を引き継ぎ、 当該 特定 事 業者 が 当 該 確 認 記 録 等 \mathcal{O} 保 存 を

している場合におけるものに限る。)

施行 日 以 後 12 顧客等 との 間 で行う取引が 次に掲げるものである場合に は、 新法 第四条第一 項の 規定 は 適

用しない。

2

施行 日 以後特定取引が 関連取引である場合における当該施行日以後特定取引

特定事 業者が、 施 行 日 前 \mathcal{O} 取 引 \mathcal{O} 際に 旧 法第四条第一 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による確 認若しくはこれに相当する確

認及

び新

規

刈則第十

条第二

項

に

規定する実質的支配者

(以 下

新

実質:

(的支配者)

という。

に該当する

者 これ 5 \mathcal{O} 確 認 12 お 7 て本: 人 特 定 事 項 旧 法 第四 条 第 項に規定 定す る本 人特 定 事 項 を 7 う。 以 下 同 ľ

 \mathcal{O} 確 認 を行って () るこの 命令による 改 Ī 前 \mathcal{O} 犯罪に 、よる収 益 \mathcal{O} 移転 防 止 に 関 する 法 律 施 行 規 則 第 +

条第二項に規定する実質的支配者 (以 下 旧 実質的支配者」という。)に該当する者を除く。 \mathcal{O} 本人

特定 事 項 \mathcal{O} 確 認又は 旧 法 第四条第二 一項の 規定による確認及び新実質的支配者に該当する者 (当該 確 認 に

お 1 て本 人特定事 項 の確認を行って į, ` る旧 実質的支配者に該当する者を除く。) の本人特定 事 項 \mathcal{O} 確 認

当する方法により、 る取 ましてい 確 \mathcal{O} る顧客等 る顧客等 (これらの確認について確認記録等の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。) か 1 引に ずれ める措置をとったもの との る疑いが あ カ (その代表者等が 0 に て 間で 該当す は、 施 あるもの及びこれらの その 当該 行 るもの 日 以後に 顧客等が 1 当該 を含む。 に規定する他 (当該: 事 初めて行う特定取引 ず項を偽 液施行! 特定取引の相手方がこれらの確 であ 日 確 って 前 0 特定 って 認が行わ の取引の際にこれらの確認を行ってい 1 、 た 疑 関 事 ,業者) 連 れ 取 1 (新法第四条第一 引以 が た際に当該 が、 あ 外 る顧客等を含む。 新 \mathcal{O} 規 ŧ 確認に係る事 認に係る顧客等又は代表者等になりす 則第十六条に \mathcal{O} のうち、 項に規定する特定取引をい 当該 ず項を偽 と の 定め る顧客等であることを 特定事 間 る方法又はこれ ってい で行うも · 業者 た疑 を行ってい (イに \mathcal{O} 並 ζ`\ びに が に あ げ 次 相

イ 当該 特 定 事 業者 が 他 \mathcal{O} 特 定 事 業者に委託 して行う金 融 取引で、 あって、 当 該 他の特定事 業者が 施 行 日

新

規

則第

五.

条各号に

· 掲 げ

る

Ł

 \mathcal{O}

を除く。)

を除く。 前 に該当する者 \mathcal{O} 取 引 \mathcal{O} の本人特定事 際に旧法第四条第一 (これらの 確認において本人特定事項 項の確認又は同条第二項の規定による確認及び新実質的支配者に該当する者 項の規定による確認若しくはこれに相当する確認及び新実質 \mathcal{O} 確認を行っている旧 実質的支配者に該当す 的 支配 者

場合 特定 (当該 に 事 お 項 確 \mathcal{O} け 認において本人特定 るも 確 認 \mathcal{O} (当該 に . 限 る。 他 \mathcal{O} 特 事 を行 定 事 項の確認を行ってい 業者 0 て 1 が る顧 これらの 客等、 との 確 る旧実質的支配者に該当する者を除く。) 認 に 間 で施 つい 行 て 確 日 認 以 後 記 に 録 等 初 \mathcal{O} 8 7 作 行う 成及び保存をし ŧ の本人 て

口 認を行 定事業者に対しこれ 実質 によ くは に た場合における当該 初 当 これ 該 8 的 る て行 支 つてい 確 特 配 に相当す 認 定 う特 及び 事 者に 業者 る 定 該 新 旧 当す 実質: : 実質: る確認及び新実質的支配者に該当する者 が 取 らの 合併、 引 他の特定事 的 的 る者を除 (新法 確認に i 支配: 支配者に該当する者を除く。) 事 第 業 者に該当する者 子業者が ついて作 应 **\(\)** 譲 条第 渡そ 施 0) \mathcal{O} 成 行 本 他こ 項 日前 ĺ 12 人 た確認で 特定 規定す れ (当該 の取 5 に 事 記 Ź 引 準 項 確 特定取 ず 認 録等を引き継ぎ、 \mathcal{O} \mathcal{O} 確認 の本人特定事 際に旧法第四条第 るも に お (これらの 引 を 0) 1 7 を 行 に 本人特 1 ょ 0 7 1 り 確認に 項 他 1 当該 当 る 定 0) \mathcal{O} 該 事 特 顧 確 特定事業者 客 項 お 項 定 認 他 事との $\widehat{\mathcal{O}}$ いて本 又は \mathcal{O} \mathcal{O} 事 規定 特 確 業 定 同 認 者 に 間 を行 事 条第二 人特定事 \mathcal{O} による確認 が 業者 事 で 当該 業を承 施 0 が 7 項 行 確 当 認 \mathcal{O} 項 1 日 0) 若 認 該 以 る 規 継 旧 定 記 特 後 確 L L

当該 特定事 ,業者が合併、 事業譲渡その 他これらに準ずるものにより他 の特定事 業者 の事 業を承継

ノヽ

録等

0

保存をしてい

る場合に

お

けるも

0

に

限

る。

及び 取引 該 当する者を除く。 当する者 くは た場合における当該他の特定事業者が施行日前の取引の際に旧法第四条第一項の規定による確認 確 認 旧 当該 これ 法 (新法第四条第一項に規定する特定取引をいい、 とい の規定による確 新実質的 に相当する確 (当該 . う。 旧 を行 法 支配者に該当する者 の本人特定事項の \mathcal{O} 闘認又は「 認について作成 規定に ってお ょ り、 同 5る確? 条第二 か 認 項 確認を行ってい の本人特定事 した確認記録等を引き継ぎ、 に 当該 おい \mathcal{O} 規定によ 7 特定事 本 人 業者 る確 項 特 当該他の特定事業者が当該特定 定 \mathcal{O} る顧客等との間で施行 確認 事 認 が 施 項 (以下この に 0) 行 0 確 日 認を行 ** \ 前 て作 当該特定事業者が当該 \mathcal{O} ハに 取 つて 成 引 お L \mathcal{O} た確認な 際 7 日以後に初めて行う 1 る旧・ 7 に 新実質的 旧 実 記 録に 質 法 事業者に対 的 \mathcal{O} 規定に 相 支配 支配 確 当す 認記 者 者 る記 録 し当 特定 に該 よる 若し に 等 該

三 ŧ 定する特定取引を 特定 <u>0</u> 項に規定する確認記録をいう。 に限 事 る。 業者が、 を行ってい 既に 7 V. · 新 次のいずれかに該当するものを含む。) 法 る顧客等との間で施行日以後に初めて行う特定取引 第四 条 以下この号において同じ。) 第 二項 \mathcal{O} 規定による 確 認 当 の作成及び保存をしている場合にお 該 であって関連取引以外の 確認に つい て 確 (新法第四 認記 録 (新 も の [条第 法 のうち、 第六条 項に規 ける 第

録

 \mathcal{O}

保

存

を

して

1

る場合にお

け

うるも

 \mathcal{O}

に

限る。

項を偽っ び 当 \mathcal{O} に定める方法に 該 当 (当 特定 該 該 確 事 て 特 認 業者 1 定 が た疑 行 取 よ 引 わ (イに掲げる取 ŋ れ 1 \mathcal{O} た際 が 相 あ その 手 る に 方 当 顧 顧客等を含む。) が 該 当 客 等 引にあっては、 該 確 が 認 確 · 当該 に係 認 に 係 る 確 認 事 る と の 顧 を 項 でを偽 当該、 客等 行 間 0 又 7 で行うも イに規定する他の特定事業者) 0 7 は 1 代 る 1 た疑 表者等 顧客等 の並 7 に び が であることを なり に あ 新規則第五条各号に掲 る す 顧 ź し 客 等 7 確 (その か 1 が、 る 8 代 る措 疑 新規 表者 7 置 が 等 一をとっ げるも 則第十 あ が る 当 ŧ -六条 た \mathcal{O} 該 \mathcal{O} ŧ を 及 事

イ 法第四 成 泛及び 当該 条第 特定 保存をし 事 業者 項 7 又 1 は が 第二 他 る場合に (T) 特定 項 \mathcal{O} お 規 事 定に け 業者に委託 Ź ょ ŧ る \mathcal{O} に 確 限 認 して行う金 る。 (当 該 を行 他 融取引であって、 \mathcal{O} 特定事 0 て 1 業者 る 蔛 客等 が 当 当 کے 該 0 該 確 間 他 認 で施 0) に 特定 0 行 1 事 日 7 ・業者が 以 確 後 認 に 記 初 既 録 に 8 \mathcal{O} 作 7 新

行うも

除

口 る顧客等との た場 当 合に 該 特 お 定事業者が合併、 ける当該 間 で 施行 他 の特定 日 以後に初 事業譲渡その他これらに準ずるも 事 ず業者が めて行う特定 既に新法第四 取 引 条第 同 条 第 項又は のにより他 項に規定する特定 第二項 の規定による の特定事業者 取 引 の事 を 確 1 認 Ι, を行 業を承 当 0 該 継 7 他 L

 \mathcal{O} 特定事業者が当該特定事業者に対し当該確認について作成 した確認記録を引き継ぎ、 当 該 特定 事業

者 が 当 該 確 認記 録 \mathcal{O} 保存をし 7 1 る場 合 12 お ける ŧ \mathcal{O} に 限る。

3 特定 事 業 者 は 顧 客 等 に 0 7 7 第 項 \mathcal{O} 規 定に よる 確 認 を行う場合に お 1 て、 当 該 顧 客等に 係る新 実質

的 支 配 者に 該 当 する者 . の う Ś に 当 該 顧 客 等 に 係 る 旧 実質 的 [支配者] に 該当 する者が 1 るとき (特 定 事 業 者

第 項 第 一 号又は第二号に 掲げる取引にあって は、 これら の号に規定する他の特定 事業者を含む。 が 当

該 旧 宝質的 支配 者に該当す る者の本人特定事 項 \mathcal{O} 確認 (当該 確認 に つ *((* 7 確 認 記 録等の作成及び保存 を Ū

て ζÌ る場合 に お ける ŧ の に 限る。) を行 って V) る場合に限る。 は、 当該 旧 実質的支配者に該当する者 \bar{O}

本人特定事 項 \mathcal{O} 確認 を行うことを要し な \ <u>`</u>

法 第 兀 条 第 項 に 規定する 取 引に 際 て行 Š 確 認 \mathcal{O} 方 法 \mathcal{O} 特 例 に 関 す うる経 過 措 置

第四 条 施行 日 以 分後に お け る新規則 第十三条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定 \mathcal{O} 適 用に 0 7 7 は、 同 項 第 号中 取 引 時 確 認 を

とあるの は 页取 引 時 確 認 (法第 四条第一 項第四 号に掲 げ る事 項 0) 確 認に つい 7 犯罪によ る収 益 \mathcal{O} 移 転 防

止 に関する 法 律 施 行 規 則 の 一 部を 改 公正するか 命令 (平成二十七 年内 閣 府、 総務 省、 法 1務省、 財 務 省 厚 生 労

働省、 農 林 水 産 省、 経済産 定業省、 国土交通省令第 号) による改正 後の第十 条第二項に規定す

る実

項の るも に掲 質的支配者(次号において「新実質的支配者」という。)に該当する者の本人特定事 る場合にお げ 確認について新実質的支配者に該当する者の本人特定事 \mathcal{O} に限 る事 る 項 けるものに限る。)を」と、 \mathcal{O} と、 確認 同 に っい 項第三号中 て新実質的支配者に該当する者の本人特 「による確認」 同項第二号中「除く」とあるの とあっ るの は 項の 「によ 確認を行 る確認 定事 は 項 って 0) 「除き、 (同 確 ** \ 条 認 を行 第 る場合におけるも 法第 項 項第四 ってい 匹 の確認を行ってい [条第 号に る場合に 項第四 撂 0 げ に限 る お 事 ゖ 号

(疑わしい 取 引の届出における情報通信 の技術 の利用に関する規則 の 一 部改正) る。)」とする。

第五 務省、 条 財務 疑わ 省、 L 1 厚生労 · 取 引 \mathcal{O} 届 働 出におり 省、 農林 け 水 る情報通 産省、 経 信 の技術の 済産 工業省、 の利 用 玉 土交通 に 関する規則 省令第二号) (平成二十年内閣 \mathcal{O} 部を次 0 府、 ように改 総務省、 正 す 法

第四条及び第五条中「第二十二条第一項」を「第二十五条第一項」 に改める。

る。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律 施 行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術 の利

用に関する規則の一部を改正する命令の一部改正)

第六条 犯罪による収益 の移転防止に関する法律施行規則及び疑わ L 7 取引の届 出 における情報 通信 の技術

 \mathcal{O} 利 用 に関 する規則 \mathcal{O} 部を改正 する命令 平 成二十四 年 内 閣 府、 総務省、 法務 省 財 務省、 厚生労 働 省

農 林 水 産 省、 経済 産 一業省、 玉 土交通省令第 号。 次条に、 . お 1 . て 平 成二十四 年 改正. 命 令 という。 \mathcal{O}

一部を次のように改正する。

附則第二条中 第 条の 規定による改正後の規則 (以 下 「新規則」という。) 第十四条」 を 「規則第十

六条」に改める。

附則第三条中「新規則」を「規則」に改める。

附]則第四 条第 項中 新 規 則 を 第一 条 \mathcal{O} 規 定による改正後 の規 則 に改め、 同 条第二項 中 新 規 削

第六 条 0 を 規 崱 第七 文 0 に、 「新規 則第六条第 号ホ」 を 規則第七条第 号イ」 に改 め、 同 条第

三項を削る。

附 三則第五 一条第一 項中 「新規則第六条」 を 「規則第七条」 に改め、 同条第二項を削る。

附 則第六条第一 項中 新 規則第五 条、 第八条、 第九条、 第十条第 一項及び第十 条」 を 「規 則第六条、

第九条、 第十条、 第十 __ 条 第 項及び第十二条」 に改め、 同 項第二号口 及び ハ 中 「新規則第十二条第 項

項」 第一 号 を 規 を 則第九条、 「規則第十三条第一項第一 第十 -条及び 第十一条第 号」に改め、 項 に、 同条第二項中 新 規則第 「新規則第八条、 八条及び第 九条」 第九条及び第十条第 を 規 則 第 九 条 及び

附 則第 七 条中 新 規 別第八 条 第九 条、 第 + -条第 項、 第十一 条及び第十二条」 を 規 則 第九 入 条、 第十

第十条」

に

改

 \Diamond

同

条

第三

項

中

新

規

則

第

+

条第一

匹

項」

を

「 規

則第十二条第

匝

項」

に

改

8

る。

条、第十一条第一項、第十二条及び第十三条」に改める。

(平成二十四年改正命令に関する経過措置)

第七 内 六 下 る 五条各号に掲げる取引を」 之 条 閣 年 Ō 項 「平成二十七 中 は 府、 法 施行 律 施 取 第 総務省 引 百 行 日 以後に 文は 干 日 七 年改正命令」 犯罪 号) とあ 法務 お け 省、 に \mathcal{O} る よる <u>(</u> 施 る平成二十 と、 財 は 行 という。 務省、 収 0) 犯 同 益 日 項第 罪 \mathcal{O} と 12 应 移転 厚生労働省、 による 年改 号中 による改正後 防 又 止 収 正 に は 命 益 整整 当 関する法 \mathcal{O} 令の適用については、 農林・ 移 一備令第一 該 転 確 水 認 \mathcal{O} 防 規則 達省、 律 止 条」 とあ に 施 関する法 行規 (第 とあ 経済 る 則 \mathcal{O} るのは 号口 産業省、 \mathcal{O} は 律 平成二十四年改正 にお 部を改一 \mathcal{O} 当 「犯罪 部 国土 該 いて を 正する命令 確 による収益 交通省· 改正する 認 新 と、 規 令第 命令附 則 法 平 取 とい 律 0 ·成二十· 引を」 移転防 則第六条第 . う。 (平成二十 号。 止 七 とあ に 第 以 年

関する法律 の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十七年 政 令第

確認及び新 号) 第一条」と、 法第 四条第 「第八条第一項第一号イ」 項 同 項第 号に係る部分を除く。 とあるのは 「第七条第一 0) 規 定に による確認 項第一号イ」と、 認 に相当する」 同 号 とあ 口 中 「本人 る は

本人確認記 「新 法 第四 条第 録及び」とあるの 項 \mathcal{O} 規定による は 「記録 確 認若しくはこれ (本人確認記録又は」と、 に 相当す る確 認 に 又は 相当する記 同 条第二 録 項の (以下この 規 定に よ 頃に、 る お 7 7

いう。)を」と、 相当 確 認 記録」 と」とあるのは 確 認する」とあるのは 「若しくはこれに相当する記録 「確認し、 及び新規則第十一条第二項に規定する実質的支配 (以下この項にお いて 確 認 記 録 等」 لح 者

(以下この項に おい 7 「新実質的支配者」という。 に該当する者 の本人特定事 項 を確認する」と、 同 号

 \mathcal{O} 中 は に 及 び ょ る 新実質的支配者に該当する者(これ 確 認 とあるの は っに よる確 認若しくはこれ」と、 5 Ď 確 認に お いて本 人特定 <u>П</u> に掲 事 げ 項 0 る 確 確認を除く。)」 認を行 って 1 る平 とあ 成二 る

的支配者」という。) + 七 年改正 命令による改正 に該当する者を除く。) 一前 の規 則第十条第二項に規定する実質的支配者 の本人特定事 項の 確 認又は新法第四 (以下この項にお 条第二項 \mathcal{O} į, 規定に 7 旧 実質

よる

確認及び新実質的支配者に該当する者 (当該: 確 認に、 おいて本人特定事 項の 確認を行ってい る旧実質的 支配

条第 相当 人確 よる 者に該当する者を除く。) する者 的支配者に該当する者 る確認」と、 人特定事 る者を除 「によ (平成二十七年改正 及び新実質的支配者に該当する者の本人特定事 認記 確 確 る確 認記 認若しくはこれ」と、 項 **当** 項 録 (同 $\widehat{\mathcal{O}}$ 又は 該 録 認若しくはこれ」と、「及びロに掲げ 項 確認」と、 確 「及び相当確認記録」とあるのは 確認記 第一 認に の本人特定事 とあるのは 号に係 命令附則第四 お 鼠録等」 () (これらの て本 「当該相当する」とあるのは の本人特定事項の確認」と、 る部 「本人 と、 人特 項 £ \mathcal{O} 分を除く。 平成二十四年改正命令附則第七条中 定 確 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」 確 確認にお のを除く。)」 認記録 事 認 又は 項 \mathcal{O} 確 新 いて本人特定事 又 認を行 法第四 0) は 規定に 確 「又は確認記録等」と、 とあるの る確認を除く。)」 ·項を確認する」と、 .認記録等」 って 条第二 よる 「これらの」と、 V 「当該相当する」とあるのは 項 項 は 確 る旧実質 と の確認 認 - \mathcal{O} 規定 とあ 同 0) 的 に を除く。 を行って 項第二号 こよる確 とあるのは 同号ハ中 るの 支配者に該当する者を除く。 「第十三条」 「確認する」とあるの 「相当確 は **,** \ 口 認 中 又は同 及 る旧 新 「による確 認記録」 び 法 「を除く。) 本 とあ 宝質的 新実質: 第四 条第二項 人確 「これらの」 とする。 条第 るのは とあ 認 認 的 支配者に該当す 支配 及び るのは とあ 及び新 は 項 \mathcal{O} 「第十三条 新法第 者 規 \mathcal{O} と、 確 定 に る 規 0) 該 実質 のは 認 に 定に 本 本 当 ょ 匹 L

該 替えて適 る方法 7 定により読 に ١, 旧 該当する者の 前 上実質的-る場合に 項 に の規定により読 ょ 用 支配者に該当する者の本 り する平成二十四 み替えて適 新法第 お うち けるも に当該 兀 条第 用す のに み替えて適 る平 限る。 年 顧 項 改 客 正 等 \mathcal{O} 成二十四年 命 規 に 用する平成二十四年改 を行 流定によっ 令附 係 人特定 る旧 って 則 実質的 第 る 事 改 六条第 1 項 確 正 認を行る 命令 \mathcal{O} る場合に限る。 確 附 認 項 第 う場合に 則 者に該当する者 **金**当 第六条第 正 命令附品 該 号又は 確認 お は、 に 1 則 第二 項 つ て、 第六条第一 E 当 V が 一号には 該 当該 規定する特定事業者 1 て 確認 方法を用いようとす るとき · 規定 · 顧 項第一 記 客等に係 録等 す 前 る他 号又は 項 \mathcal{O} る新 作 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 成 特 は、 及 定 実 定 第二号に る前 Ţ 質 12 事 当 該 保 業 的 ょ 項 存 者 支 り 読 掲 旧 \mathcal{O} を が 配 者 げ 実 規 L 当 4

質的支配者の本人特定事項の確認を行うことを要しない。